

作成日 2023 年 4 月 12 日
(最終更新日 2023 年 5 月 23 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2023 - 4 - 038

課題名 : MRI 上の関心領域における左右差評価法に関する基礎的研究

1. 研究の対象

2011年10月から2022年12月までに東北大学病院放射線部にて、側頭葉てんかん、大脳皮質基底核変性症、正常圧水頭症の疑いにて、頭部MRIを施行・精査した患者。

2. 研究期間

2023年6月（倫理委員会承認後）～2028年4月

3. 研究目的

本研究により、MRI で左右大脳半球のある領域を、視覚的に左右を比較することで行ってきた評価を定量的に評価することが可能となります。具体的には左右差が診断の重要な所見となる疾患を対象にして、MRI から算出された局所の体積、灰白質体積などを基準値（正常コントロール）との差を統計的に定量化し、その定量値上で左右差を比較・検定することを提案します。本提案手法の臨床応用がさらに発展すれば、軽微な左右差を検出し、従来診断されなかった病態が診断出来るようになることを期待しています。

4. 研究方法

患者において MRI 画像から算出される各種定量値（局所体積、灰白質密度など）とコントロール群における定量値（基準定量値）を比較し、各領域・関心領域の統計的な差分を評価する統計値を導入することで、基準定量値に対する変化量を求める。左右半球間において、個々の関心領域で算出された統計値を左右半球間で比べ、統計的に有意であるかを評価します。カルテ情報、特に治療歴は評価画像撮影時に大きな外科的な手術が施行されていないことを確認することに用います。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

MRI 画像

カルテ情報 : 診断名、病歴、治療歴

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本学では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。本研究は、科学研究費を使用し、企業等との利害関係はありません。

9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

研究責任者：麦倉俊司

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 画像統計学分野

東北大学病院 放射線診断科

〒980-8574

住所：宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL：022-717-7312 FAX：022-717-7316

E-mail：mugi@rad.med.tohoku.ac.jp

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求

することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第18の1＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合